

参考 6

平成 28 年度予算主要事項（抜粋）

第2 子どもを産み育てやすい環境づくり ～人口減少社会への対応～

子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

1 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

3,454億円(3,243億円)

子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化について、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」に基づき、その取組を着実に実施する。

(1) 子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進 1,979億円(1,893億円)

①ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策の強化を図る。また、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりも実施する。

さらに、「ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン」として、マザーズハローワークへのひとり親支援専門の就職支援ナビゲーター等の配置や、ひとり親支援を行うNPO法人との連携による取組を強化する。

また、母子家庭の母等について、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。

②自立を促進するための経済的支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金など母子父子寡婦福祉資金の貸付による支援を行う。

また、児童扶養手当の第2子加算額を5千円から1万円へ、第3子以降加算額を3千円から6千円へそれぞれ倍増する。

※収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いて改善（第1子分と同じ取扱い）

※平成29年4月から、多子加算額に物価スライドを導入（第1子分と同じ取扱い）

③女性の活躍推進のための積極的取組の推進(後掲・5ページ参照)

④子どもの学習支援事業の充実・強化【一部新規】

生活困窮世帯の子どもを支援するため、学習支援事業について高校中退防止等及び家庭訪問の取組を強化する。

⑤多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)【新規】

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85億円

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る(貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)。

○ ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7億円

ひとり親家庭に対し、行政の支援が確実につながるよう、相談窓口の周知や集中相談体制の整備を行うため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や食事の提供等を行う場所を開設するため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

○ 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金(生活福祉資金)の拡充 25億円

生活困窮者世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を失うことがないように、現行の教育支援資金(生活福祉資金)の貸付上限額の引上げなどの拡充を図る。

(2) 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進 1,295億円(1,198億円)

①児童虐待防止対策の強化【一部新規】

- ・ 児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図り、相談機能を強化するとともに市町村の体制強化を図る。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進や、児童相談所及び市町村における子どもの安全確保等に係る体制の強化を行う。
- ・ 一時保護所等における個々の児童の状況に応じた適切なケアを行うための体制の強化及び環境の改善を図る。

②子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)

③家庭的養護の推進【一部新規】(一部社会保障の充実)

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を引き続き実施し、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図る。

また、里親・ファミリーホームへの委託について、児童家庭支援センター等の里親支援機関を活用した支援体制の構築を図る。

④被虐待児童などへの支援の充実

平成 27 年度補正予算案に計上した児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の創設と併せ、退所児童等アフターケア事業の拡充を図ることにより、児童養護施設退所者等の自立支援を推進する。

また、心理的な課題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設の設置を推進する。

(参考)【平成 27 年度補正予算案】

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67億円
児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う（これらの貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。
- 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12億円
一時保護された子どもの処遇向上を図るため、一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等の環境改善等を図る。
- 児童養護施設等における小規模化等のための整備 10億円
子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。
- 児童養護施設等における学習環境改善 2億円
就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

(3)安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備(一部社会保障の充実)

181億円(148億円)

①不妊治療への助成拡大

②子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)

(4)配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進(一部再掲)

96億円(69億円)

配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

第3 「全員参加の社会」の実現加速

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、女性・若者・高齢者・障害者等の活躍推進、外国人材の活用などにより「全員参加の社会」の実現加速を図る。

1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

171億円(121億円)

(1)女性の活躍推進のための積極的取組の推進【一部新規】 47億円(37億円)

女性の活躍の動きを加速するため、以下の取組を実施する。

- ・ 「女性活躍推進法」により大企業に開示が義務化される情報について、「女性の活躍・両立支援総合サイト」において一覧化を実施するなど、同サイトのユーザビリティの向上を図る。
- ・ 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。
- ・ マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充を行い、子育て中の女性等に対する再就職支援を推進する。また、訓練担当の就職支援ナビゲーターを配置して、ひとり親や、出産・育児等によるブランクがある女性に対するキャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能を強化する。
- ・ 育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、求職者支援制度における育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービスの新設等を行う。

(2)ひとり親に対する就業対策の強化

34億円(29億円)

「ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン」として、マザーズハローワークへのひとり親支援専門の就職支援ナビゲーター等の配置や、ひとり親支援を行うNPO法人との連携による取組を強化する。

さらに、母子家庭の母等について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。

(3)仕事と家庭の両立支援【一部新規】

121億円(84億円)

中小企業における労働者の円滑な育児・介護休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大（介護支援プラン）するとともに、育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する助成金を拡充する。また、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対する助成金を新設する。

また、労働政策審議会における検討を踏まえ、介護休業給付の給付率の引上げ（40%→67%）を実施する。

さらに、男性の育児休業の取得促進のため、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金を新設するとともに、男性の育児と仕事の両立に取り組む企業等を支援するイクメンプロジェクトを拡充する。

(4) マタニティハラスメント等の対策強化【一部新規】(一部再掲・5ページ参照)

3. 1億円(2.7億円)

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(いわゆる「マタニティハラスメント」)について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、男女雇用機会均等法に事業主のマタハラ防止措置に係る規定を追加するなどの法令整備、事業主や人事労務担当者等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン(仮称)事業」を実施し、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。

また、「マタニティハラスメント」対策の強化にあわせ、ハラスメント対策の総合的な取組の推進を図る。

2 若者の活躍推進

201億円(191億円)

(1) 若者の適職選択の支援

7.2億円(5.1億円)

「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)」に基づく企業による青年雇用情報(職場情報)の積極的な提供を促すため、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイトにおいて、新卒者等を募集する企業が自ら職場情報を登録できる機能を追加し、企業が積極的に職場情報を提供できる環境を整えるなど、法律の円滑な施行に取り組む。

(2) 新卒者等の正社員就職の実現【一部新規】

108億円(100億円)

新卒応援ハローワーク等における新卒者等に対する就職支援や、3年以内の既卒者及び中退者を対象とした助成金制度の着実な実施により、既卒者等の採用・定着の促進を図るなど、正社員を希望する新卒者等の就職実現を図る。

また、高校生就職ガイダンスの中に、労働関係法令に係る基礎知識に関する講義を追加するとともに、インターネット上で労働関係法令に関する基礎知識を学べる教材の開発を行う。

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ 3年以内既卒者等採用定着奨励金の創設

制度要求

既卒者等の新規学卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着の促進を図るため、3年以内の既卒者及び中退者を対象とした助成金制度を創設する。

(3)フリーター・ニート等の安定雇用への支援・職業的自立への支援【一部新規】
90億円(89億円)

わかものハローワークに訓練担当の就職支援ナビゲーターを配置して、長期的にフリーターとなっている者等に対するキャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能を強化する。また、夜間・休日でも相談を行うため、電話・メールによる相談を民間委託により実施し、わかものハローワーク等への誘導や個別支援体制の強化を図るなど、フリーター等の安定雇用への支援を行う。

さらに、ニート等の若者に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方自治体、高校等と協働し、個々の状況に応じた相談機会の提供等を通じ、職業的自立に向けた支援を実施する。

(4)若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化【一部新規】
3.1億円(2.3億円)

夜間・休日に労働基準法等に関して無料で電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ほっとライン」の運営等により相談体制の充実を図る。

また、厚生労働省ホームページにおける労働基準法等の基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイト「確かめよう労働条件」や大学・高校等でのセミナーを全国で開催することなどにより、労働関係法令等の情報発信を行う。

5 外国人材の活用・国際協力

27億円(24億円)

(1)留学生の就職支援の更なる展開と支援体制の強化 **5.2億円(5.3億円)**

留学生の国内企業への就職拡大に向けて、留学生コーナーを拡充し支援体制を強化するとともに、関係省庁・機関が連携する「外国人材活躍推進プログラム」の地域展開や、地域の企業に対する留学生活用に関するセミナーや採用後のフォローアップなどの総合的な支援を実施する。

(2)技能実習制度の適正かつ円滑な推進 **18億円(15億円)**

外国人技能実習制度の見直し等、制度の適正かつ円滑な推進を図る。

(3)経済連携協定などの円滑な実施 **3.7億円(3.9億円)**

第4 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現、働き方改革の実現、人材力強化・人材確保対策の推進、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり及び地方創生に向けた取組の推進を行い、公正、適正で納得して働くことのできる環境の整備を図る。

1 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現

474億円(332億円)

(1) 企業における正社員転換・待遇改善等の強化 452億円(312億円)

「正社員転換・待遇改善実現プラン（仮称）」に基づき、非正規雇用労働者の実態等の把握を行うとともに、ハローワークによる正社員就職の促進やキャリアアップ助成金の拡充等による事業主支援等を通じて、正社員を希望する人の正社員化、非正規雇用で働く人の待遇改善等を進める。また、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対する支援を実施する。

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ 非正規雇用労働者の正社員転換等の推進

制度要求

非正規雇用労働者の正社員転換等を推進するため、キャリアアップ助成金について、有期雇用から正規雇用への転換等に係る助成の拡充を行う。

(2) 労働者派遣制度の見直しの着実な実施等 13億円(12億円)

平成27年9月30日に施行された「労働者派遣法改正法」について着実な施行を行う。また、平成27年10月1日施行の労働契約申込みみなし制度についても理解が進むよう周知広報を行う。加えて、雇用安定措置やキャリアアップ措置の着実な実施のため、指導監督体制を強化するとともに、特定労働者派遣事業の見直し等に伴う円滑な移行支援及び許可審査体制の整備を引き続き行う。

(3) 多様で安心できる働き方の導入促進【一部新規】(一部再掲)

7.4億円(6.3億円)

非正規雇用労働者のキャリアアップの促進のため、多様な正社員に係る好事例の収集、周知、啓発を行うとともに、企業向けセミナーの実施などにより、多様な正社員の導入の促進を一層図っていく。

また、改正労働契約法に基づく有期労働契約の無期労働契約への転換ルールについて、中小企業等への普及を図るため、その周知方策や事業者支援の拡充を図る。

(4)パートタイム労働対策の推進【一部新規】(一部再掲)

6.9億円(8億円)

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の着実な履行確保を図る。また、企業表彰を実施するとともに、教育訓練・正社員転換制度の整備や短時間正社員制度の導入に取り組む事業主への支援を行う。さらに、平成27年6月に実施した行政事業レビューの公開プロセスの結果も踏まえ、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を効率的・効果的に進める。

2 働き方改革の実現

552億円(368億円)

(1)過重労働解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進等【一部新規】(一部再掲)

74億円(55億円)

①過重労働解消に向けた取組の促進等【一部新規】

時間外労働及び休日労働協定の適正化に係る指導や、過重労働による健康障害防止のための重点的な監督指導、過重労働解消に向けた労使の取組の促進、過重労働解消のためのセミナー等を行う。

また、「労働基準法等の一部を改正する法律(案)」が成立した場合には、事業主等に対する法内容の周知等を行う。

②過労死等防止対策の推進【一部新規】

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

(2)ワーク・ライフ・バランスの実現【一部新規】(一部再掲・5ページ参照)

37億円(26億円)

①「女性活躍推進法」の円滑な施行(再掲・5ページ参照)

14億円(8億円)

「女性活躍推進法」の円滑な施行を通じ、企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を加速させるため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」の企業情報データベースを拡充するとともに、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。

②働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進【一部新規】(一部再掲)

19億円(13億円)

企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及に加え、労使の取組に対する支援を拡充する。

③良質なテレワーク・在宅就業の推進【一部新規】(一部再掲・9ページ参照)

15億円(12億円)

良質なテレワークの普及に向け、テレワークモデル実証事業の成果を踏まえた周知、サテライトオフィスを活用したテレワークの普及に向けた支援、導入経費等に対する助成金の拡充等を実施する。

さらに、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

(3)最低賃金・賃金の引上げ及び労働生産性向上等に向けた支援の拡充(一部再掲) 460億円(301億円)

最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の相談体制を拡充するとともに、労働生産性の向上等を図るために、非正規雇用で働く人の待遇改善の支援等を実施する。

また、最低賃金に関する幅広い周知啓発及び的確な監督指導の実施により、最低賃金の遵守の徹底を図る。

4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

109億円(102億円)

(1)第12次労働災害防止計画の着実な推進【一部新規】(一部再掲・9ページ参照) 76億円(70億円)

第12次労働災害防止計画(平成29年度まで)において重点業種として掲げている第三次産業、陸上貨物運送事業、製造業等について、各業種の特性に応じ、労働災害の防止を図る。また、社会保障を支える介護労働者の安全衛生対策を推進する。

東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関係工事等に係る安全対策をはじめとして、建設業における安全対策の充実を図る。

(2)職場における健康確保対策の推進【一部新規】 47億円(41億円)

①メンタルヘルス対策の推進等【一部新規】(一部再掲・9ページ参照) 37億円(32億円)

ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の周知徹底、ストレスチェック等を実施する小規模事業場に対する支援の拡充等を図る。また、事業場における産業保健活動の支援や産業保健スタッフの人材育成等の充実、強化を図る。

治療等が必要な疾病を抱えた労働者への適切な理解に基づく健康管理が行われ、労働者が治療を行いながら就労が継続できるよう、専門の相談員による相談対応や訪問

支援等を実施する。

②受動喫煙防止対策の推進

9.8億円(8.8億円)

喫煙室の設置等に係る費用の一部を助成すること等により、職場の受動喫煙防止対策を推進する。

(3)化学物質取扱業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等

2.2億円(2.2億円)

化学物質のリスクアセスメントについて、その義務化に向け、「ラベルでアクション」プロジェクトとして、モデルラベル・安全データシートの作成、相談窓口の設置、地域全体で化学物質のリスクに対する認識を高める取組等を実施し、中小企業がリスクアセスメントを実施しやすい環境整備のための支援措置の充実強化を図る。

(4)パワーハラスメント等の予防・解決に向けた環境整備(再掲・6ページ参照) (一部再掲・9ページ参照)

3.1億円(2.7億円)

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を進めるため、平成27年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果なども踏まえ、過労死等防止啓発月間を中心に、啓発用ホームページ、リーフレット、ポスター等、多様な媒体を活用した集中的な周知・啓発を行う。また、パワハラ予防から事後対応までをサポートする「パワハラ対策導入マニュアル」の周知・普及を図ることにより、労使・企業における取組を支援する。加えて、実効ある対策の推進のため、全国47都道府県において、人事労務担当者向けのセミナーを実施する。

また、パワーハラスメント対策の充実にあわせ、ハラスメント対策の総合的な取組の推進を図る。

(5)労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上

18億円(17億円)

労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険未手続事業一掃対策を推進するとともに、労働保険料の収納率の向上を図る。

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築、生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施、「社会的包容力」の構築及び自殺対策の推進などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

7 自殺対策等の推進

70億円(38億円)
(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 民間団体と連携した地域の自殺対策を支援するための体制の強化【一部新規】

3. 4億円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

「自殺総合対策推進センター(仮称)」において、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策の支援について、機能を強化する。

また、「地域自殺対策推進センター(仮称)」のすべての都道府県・指定都市への計画的な設置に向けて取り組むとともに、市町村等の自殺対策を支援する体制や機能を強化する。

さらに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携や民間団体が行う自殺対策事業に対し支援を行う。

(2) 自殺未遂者・自死遺族などに対する支援(一部再掲)

1. 8億円(78百万円)

自殺未遂者や自死遺族へのケアに携わる人材を養成するための研修を行うとともに、医療機関に自殺未遂者が搬送された際に再度自殺を図ることを防止するため、精神保健福祉士等によるケースマネジメントを試行的に行う。

また、「地域自殺対策推進センター(仮称)」において、自死遺族等が必要とする様々な支援情報の提供を行う。

(3) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成(一部再掲・10ページ参照)

38億円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対し、うつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行うこと等により、地域の各種相談体制と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、うつ病の治療で有効な認知行動療法の普及を図るため、医療機関の従事者

等の養成等を行う。

さらに、メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのメンタルヘルス対策が適切に実施されるよう、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の周知徹底等を図るとともに、事業場における産業保健活動の支援等を行う。

(4) 災害時心のケア支援体制の整備【一部新規】

31百万円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

(5) 地域自殺対策強化交付金等の移替え【新規】

26億円

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」に基づき、内閣府が所管する自殺対策業務が平成28年4月から厚生労働省に移管されることに伴い、厚生労働省において地域自殺対策強化交付金等の適正な執行を図る。

第9 施策横断的な課題への対応

1 国際問題への対応

144億円(132億円)

(1) 国際機関を通じた国際協力の推進 17億円(12億円)

① 世界保健機関(WHO)などを通じた国際協力の推進【一部新規】 13億円(8.5億円)

WHO など国際機関への拠出を通じて、公衆衛生危機に対する国際保健規則（IHR）等の緊急対応強化や災害保健医療、アジア・アフリカ地域での薬剤耐性（AMR）を含む感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（※）の達成に向けた保健医療政策人材育成に関する支援、日本の保健システムの国際展開、日本の知見に期待が寄せられる高齢化・認知症対策、医薬品の国際展開等の取組などの国際協力事業を推進する。

※ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：全ての人々が質の担保された保健医療サービスを受け、サービス使用者に経済的困難を伴わない状態を指す概念

② 国際労働機関(ILO) を通じた国際協力の推進【一部新規】 3.7億円(3.7億円)

労働分野における専門性を有するILOへの拠出金を通じて、日系企業の進出が著しいアジア地域を中心として、社会保障制度の整備支援、日系企業が直面する労務問題の改善支援、労働関係法令の整備支援など、社会セーフティネットの構築のための国際協力事業を実施することで、アジア・太平洋地域への協力を促進する。

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ WHO への拠出を通じた感染症対策に係る緊急対応強化学業(CFE)の推進 12億円

世界保健機関（WHO）が設立したアウトブレイクや緊急事態への初期対応を迅速に行うための基金に対し、拠出を行うことにより、WHOの緊急対応強化の取組に日本として寄与する。

○ 感染症対策に係る国際的な医薬品研究開発支援事業(GHIT)の推進 7.2億円

日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、喫緊の課題となっている開発途上国向けの医薬品研究開発を官民連携で促進することにより、国際保健分野での貢献を行う。

(2) 高齢化対策に関する国際貢献の推進【新規】 6百万円

日常生活に関する能力等の日本の高齢者関係指標の中から、アジアにおける高齢化対策に導入可能な指標を明らかにするため、アジア諸国の保健・福祉に関する有識者と政策対話会合を開催する。

(3) 国際薬事規制調和戦略 2.7億円

① アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンターの設置等【新規】(一部再掲・47ページ参照) 1.5億円

日本の薬事規制についてアジア各国に積極的に情報発信して理解を促進するため、PMDA に「アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンター」を設置し、アジア各国の規制当局担当者に対する研修等を実施するとともに、世界の薬事規制の中核を担う「医薬品規制調和国際会議」(平成27年10月に新法人として設立)へ積極的に参加する。

② MDSAP Pilotへの参加に伴う体制整備【新規】 1.2億円

医療機器の品質確保に関して国際協力を行う「MDSAP Pilot」(※)への参加に伴い、参加国の規制当局と協働してPMDAにおいて民間調査機関の監督業務を実施するための体制等を整備する。

※MDSAP Pilot: 米国、カナダ等の規制当局が参加し、民間調査機関の実施した医療機器の製造・品質管理に係る調査の結果を各国が活用する試行的な取組

(4) 技能実習生を含む外国人労働者の労働条件の確保【一部新規】 1.1億円(1.1億円)

技能実習生を使用する事業場に対する重点的な監督指導を行うとともに、外国人労働者労働条件相談員の活用等により、技能実習生を含む外国人労働者の労働条件の確保を図る。

(5) 国際発信力の強化 18百万円(20百万円)

東京電力福島第一原発作業員の放射線被ばく状況やその対策に関する情報の英訳版を、厚生労働省ホームページ等を通じて公表するなど、海外に向けて情報発信を行う。

(6) 経済連携協定などの円滑な実施 3.7億円(3.9億円)

経済連携協定(EPA)などに基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師・介護福祉士候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

平成 28 年度予算主要事項（抜粋）
（復興関連）

＜第1 東日本大震災からの復興への支援＞

(雇用の確保など)

○復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 2.4億円(2億円)

被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じて、震災復旧・復興関係業務における安全衛生等の確保を図るために、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修を支援する。

＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

○東京電力福島第一原発作業員や復旧・復興従事者への対応【一部新規】

10億円(9.9億円)

中長期ロードマップの改訂を踏まえ、東京電力福島第一原発作業員の被ばく低減対策の強化を図るとともに、東京電力福島第一原発作業員の被ばく防護措置等について、立入調査等による適切な指導を行う。

また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対し、健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた場合には、がん検診等を実施する。

さらに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするため、緊急作業従事者を対象にした疫学的研究を実施する。

加えて、事業主が原発事故からの復旧・復興従事者の放射線管理を適正に行えるよう、中小零細企業の団体に対する指導を行う。